

日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第16条第4項取扱要綱

平成21年9月29日改正

平成22年9月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、日野市ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成21年日野市条例施行規則第1号。以下「規則」という。)第16条第4項の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(届出免除)

第3条 規則第16条第4項の規定により届出を免除する建築物の用途及び規模に応じた整備項目は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる区分について、同表中欄に掲げる建築物の用途及び規模に応じ、同表右欄に掲げる事項に係る遵守基準とすべき事項を規則別表第5及び別表第6に掲げる事項から除いたものを遵守基準とする。
- (2) 別表第1の22の項に規定する複合施設においては、別表第2の左欄に掲げる複合施設内の各用途の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備に係る遵守基準とすべき事項を、床面積の合計1000平方メートル以上である場合には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる場所に係る遵守基準とすべき事項を、それぞれ遵守基準とする。また、別表第3に掲げる複合施設内の各用途の規模が、床面積の合計5000平方メートル以上である場合には、授乳及びおむつ交換ができる場所に係る遵守基準とすべき事項を遵守基準とする。
- (3) 別表第1の22の項に規定する複合施設においては、複合施設内の各用途と規模が、別表第1の1から21の項の中欄に掲げるものであって、(1)において観覧席・客席に係る遵守基準とすべき事項を遵守基準としたものである場合には、複合施設内の当該用途に供する部分については観覧席・客席に係る遵守基準とすべき事項を遵守基準とする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

別表第 1

1 学校等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 0 平方メートル以上の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上、1 0 0 0 平方メートル未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 幼稚園以外の学校等施設及び用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
2 医療等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 0 平方メートル以上の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 0 平方メートル以上の施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）及び用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 0 平方メートル以上、5 0 0 0 平方メートル未満の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席

	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1000平方メートル未満の施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）及び用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1000平方メートル未満の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
3 興行施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
4 集会施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5000平方メートル以上の公会堂	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が5000平方メートル以上の集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）及び公民館	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上、5000平方メートル未満の公会堂	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室

	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上、5000平方メートル未満の集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）及び公民館	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1000平方メートル未満の公会堂	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
	(6) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1000平方メートル未満の集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）及び公民館	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(7) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の公会堂	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
	(8) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）及び集会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
5 展示施設等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5000平方メートル以上の施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上、5000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室

6 物品販売業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5000平方メートル以上の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上、5000平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1000平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(5) 卸売市場	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
7 宿泊施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5000平方メートル以上の施設	—
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上、5000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所
8 事務所	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5000平方メートル以上の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	宿泊施設の客室、観覧席・客席

	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上、5000平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1000平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署及び事務所（他の施設に附属するものを除く。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	9 共同住宅等	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
10 福祉施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
11 運動施設又は遊技場等	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室

1 2 文化施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が5000平方メートル以上の施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上、5000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、1000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
1 3 公衆浴場	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
1 4 飲食店等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上の飲食店	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1000平方メートル未満の飲食店	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の飲食店	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席

1 5 サー ビス店舗 等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上、1000平方メートル未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上、500平方メートル未満の施設	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
1 6 工業 施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
1 7 車両 の停車場 又は船舶 若しくは 航空機の 発着場を 構成する 建築物で 旅客の乗 降又は待 合いの用 に供する もの	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
1 8 自動 車関連施 設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設及び自動車教習所	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席

	(2) 自動車修理工場、自動車洗車場及び給油取扱所	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
19 公衆便所	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
20 公共用歩廊	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
21 地下街	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
22 複合施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、観覧席・客席

別表第2

幼稚園	200平方メートル以上
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）、公会堂、公民館その他これらに類する施設	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	

設	
地下街その他これらに類する施設	
医療等施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）	5 0 0 平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所	
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
展示場その他これらに類する施設	1 0 0 0 平方メートル以上
ホテル又は旅館その他これらに類する施設	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場その他これに類する施設	

別表第 3

病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超えるものに限る。）、公会堂、公民館その他これらに類する施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館その他これらに類する施設
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
展示場その他これらに類する施設